

# 労働移動支援助成金 (求職活動等支援給付金・再就職支援給付金) 申請をお考えの事業主の方へ

※ このお知らせは、平成23年度厚生労働省予算案に基づくものです。

労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、**離職を余儀なくされる労働者**に対し、事業主が**再就職支援**を行った場合に支給する助成金です。

- ①求職活動などのための休暇を付与した場合  
➔ 1人1日当たり一定額を支給(**求職活動等支援給付金**)
- ②民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた場合  
➔ 委託に要した費用の一部を助成(**再就職支援給付金**)

**平成23年4月1日(予定)より  
助成金額の見直しをする予定です。**

## 大企業への助成金について

- ◆ **求職活動等支援給付金は、**  
対象者1人当たり日額を**7,000円**から**4,000円**にします。
- ◆ **再就職支援給付金は廃止**します。

ただし、**平成23年3月31日までに離職した労働者**については、これまで通り、求職活動等支援給付金は日額7,000円支給します。また、再就職支援給付金の支給対象にもなります。

## 中小企業への助成金について

- ◆ **求職活動等支援給付金は、これまで通り、**  
対象者1人当たり日額 **7,000円**です。
- ◆ **再就職支援給付金の上限額を、**  
対象者1人当たり **30万円**から**40万円**に引き上げます。

詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

